

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）延長スケジュール（概略）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和2年度の提出期限に間に合わない等の事情を勘案し、受付期間を5月末まで延長しました。

	令和2年 3月			4月			令和3年 5月			6月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
■法人により慰労金、支援金等を申請する場合 (令和2年度交付決定未了分を含む。)												
○事業所・施設及び法人等⇒都道府県への申請書の提出	※令和3年5月末まで随時受付(5月末必着)											
○都道府県における審査・補正等				都道府県における審査等(随時)								
○都道府県⇒事業所・施設及び法人等への交付決定通知				交付決定通知の送付(随時)								
○事業所・施設及び法人等⇒都道府県への実績報告書の提出				交付決定通知到着後速やかに県へ提出								
○都道府県⇒事業所・施設及び法人等への支払				支払い(随時)								
■個人慰労金を申請する場合												
○対象者(個人)⇒都道府県への個別申請(※個人申請用紙で提出)	※令和3年5月末まで随時受付(5月末必着)											
○都道府県における審査・補正等				都道府県における審査等(随時)								
○都道府県⇒対象者(個人)への支給決定通知				支給決定通知(随時)								
○都道府県⇒対象者(個人)への支払				支払(随時)								

※申請は1回限りとし、複数回申請を行うことはできません。(5月末必着)

※申請から支払いまで概ね60日かかります。(補正を要する場合や郵送等に要する期間が追加となります。)

※便宜的に6月までのスケジュールを掲載しています。